

## 小中一貫教育のイメージ

### 1 一貫教育とは

- ・小学校、中学校、高等学校などの各段階の教育課程間の断層やむだな重複をなくし、これらの課程全体をひとまとまりにして、効果的に行う教育。（日本語大辞典）
  - ・幼稚園から高等学校あるいは大学まで、同一またはグループの学校において目的に応じた教育を行う教育方式のことを指す教育課程である。（ウィキペディア）
- ※教育課程とは…学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を子供の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画である。カリキュラム。

### 2 公立学校の小中連携、小中一貫教育の教育的意義（背景）

#### (1) 小・中学校間に存在する「段差」の解消

- ①教育内容の段差：授業時間（45分・50分）、学習内容の量的・質的变化、抽象的
- ②指導法の段差：授業形態の変化、教科担任制、授業進度、男女別授業（体育実技）
- ③子供の心理・発達の段差：小学校4～5年生にも発達上の段差あり、中1にも

#### (2) 少子化による学校の統合・再編

→学校の適正規模（12学級から18学級）を下回る学校が増大

- ①多様な異学年交流の活発化
- ②より多くの多様な教員が児童生徒に関わる体制の確保
- ③中学校区を単位とした地域の活性化による地域の教育力の強化

などにより、学校教育活動の充実を図ることへのニーズが高まっていることも、小中一貫教育の導入が広がっている重要な背景・理由の1つ

### 3 小中一貫教育の制度（義務教育学校と小中一貫型小・中学校、別紙イメージ図参照）

#### (1) 義務教育学校（平成28年4月1日施行）

- ・一人の校長の下で、一つの教職員集団が一貫した教育課程を編成・実施する、9年制の学校で教育を行う形態

#### (2) 小中一貫型小・中学校

- ・組織上独立した小学校及び中学校が、義務教育学校に準じる形で一貫した教育を施す形
- ①中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校（併設型小・中学校）⇒同一設置
  - ②中学校連携型小学校及び小学校連携型中学校（連携型小・中学校）⇒異なる設置者

#### 4 学年段階の区切り（資料1 参照）

(1) 学年が、4-3-2とするケースが最も多く、次いで5-4や4-5、2-3-4、  
2-2-3-2、3-4-2などもある

いずれも共通するのは小学校段階と中学校段階にまたがる区切りを設け、学校段階間の  
円滑な移行を図っているということ

##### (資料1) 学年段階の区切り

小学校						中学校		
1	2	3	4	5	6	1	2	3
前期（1～4年）				中期（5～7年）		後期（8、9年）		
前期（1～5年）					後期（6～9年）			
前期（1～4年）				後期（5～9年）				
初等（1、2年）		中等（3～5年）			高等（6～9年）			
1	2	3	4	5	6	1	2	3

※小中一貫教育を構想する上で最も重要なことは、小中一貫教育はより良い教育を実現するための「手段」であって、それ自体が「目的」ではないということ

#### 【コラム：コミュニティ・スクールと小中一貫教育】

**コミュニティ・スクールと小中一貫教育は極めて親和性が高い取組です。**

コミュニティ・スクールは、学校と地域をつなぐ仕組みですし、小中一貫教育は小・中学校の児童生徒間、教職員間をつなぐ取組であり、いずれも児童生徒に多様な者との関わりを持たせたいという願いが共通にあるということです。また、コミュニティ・スクールの観点からすれば、小中一貫教育は地域の支援を小・中学校で断絶させない仕掛けとも言えます。

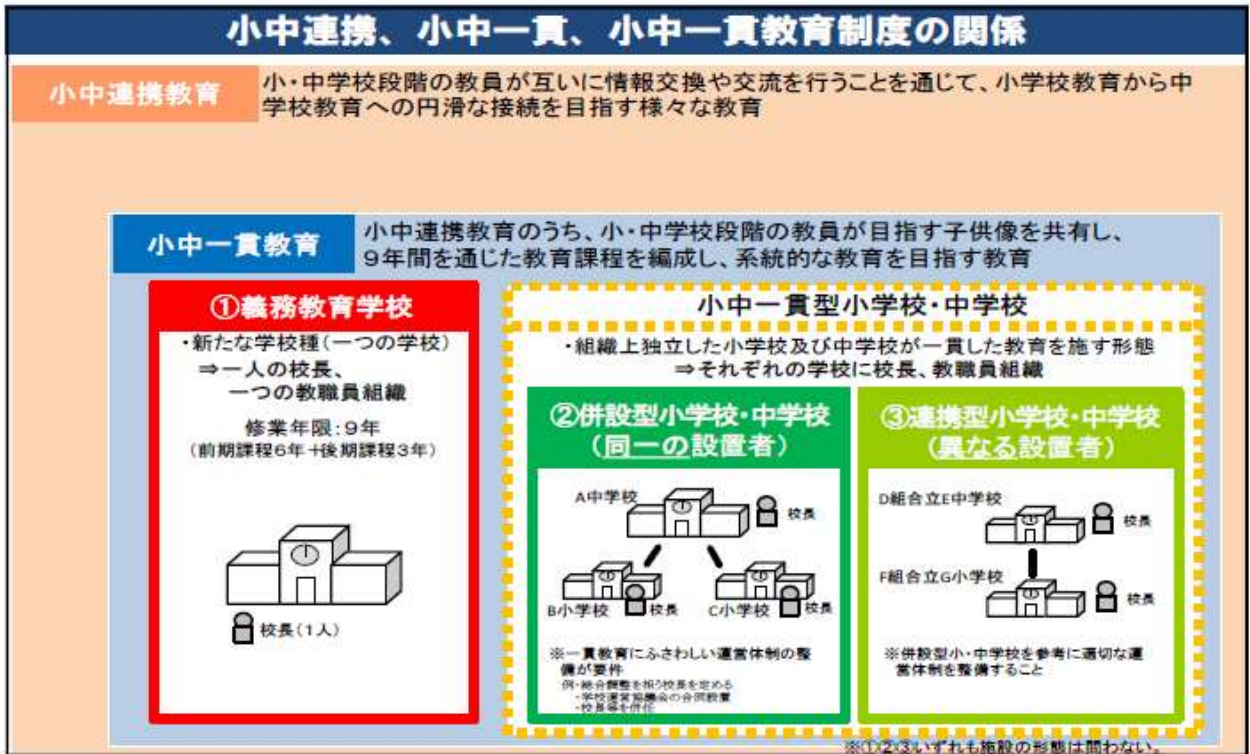
小学校の教員はずっと小学校の教員、中学校の教員はずっと中学校の教員を務めるケースがほとんどですが、小学生の保護者はいずれ中学生の保護者となります。もとより地域住民は小学校だけ、中学校だけを見ているわけではありません。その意味では、保護者や地域の視点から見れば中学校区を単位として学校教育を充実させる取組は、それを小中一貫教育と呼ぶかどうかは別として、言わば当然の帰結であると言えます。中学校区を単位として小・中学校がネットワークを作り、教職員が互いに支援し合う体制を作ることによって、地域住民や保護者が学校を信頼し課題を共有し、学校を支援する活動が充実する。その意味では小中一貫教育とコミュニティ・スクールは一体的に推進する意義が大きいと言えます。

（参考資料：「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」H28.12.26・文部科学省）

【別紙資料】 小中一貫校の種類 (H28 文科省「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」)

	義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校		
		中学校併設型小学校 小学校併設型中学校	中学校連携型小学校 小学校連携型中学校	
設置者	—	同一の設置者	異なる設置者	
修業年限	9年 (前期課程6年+後期課程3年)	小学校6年、中学校3年		
組織・運営	一人の校長、一つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織		
		小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件 ①関係校を一体的にマネジメントする組織を設け、学校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教育委員会から委任する ②学校運営協議会を関係校に合同で設置し、一体的な教育課程の編成に関する基本的な方針を承認する手続を明確にする ③一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させる	中学校併設型小学校と小学校併設型中学校を参考に、適切な運営体制を整備すること	
免許	原則小学校・中学校の両免許状を併有 ※ 当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能	所属する学校の免許状を保有していること		
教育課程	・9年間の教育目標の設定 ・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成			
例 教育課程の特	一貫教育に必要な独自教科の設定	○	○	○
	指導内容の入替え・移行	○	○	×
施設形態	施設一体型・施設隣接型・施設分離型			
設置基準	前期課程は小学校設置基準、後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用		
標準規模	18学級以上27学級以下	小学校、中学校それぞれ12学級以上18学級以下		
通学距離	おおむね6km以内	小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内		
設置手続き	市町村の条例	市町村教育委員会の規則等		

別紙資料：施設の形態



※いずれも施設の形態は問わない。

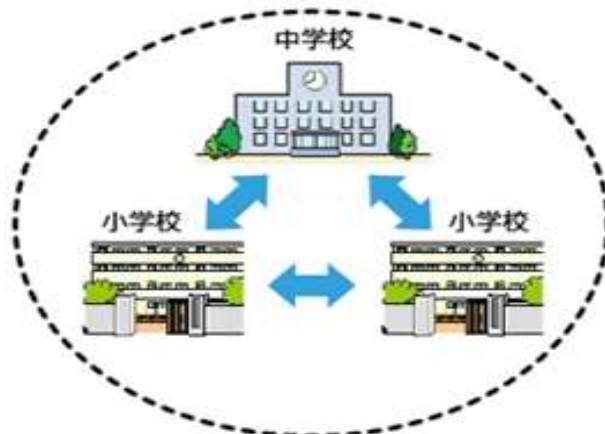
**施設一体型**小中一貫校



**施設隣接型**小中一貫校



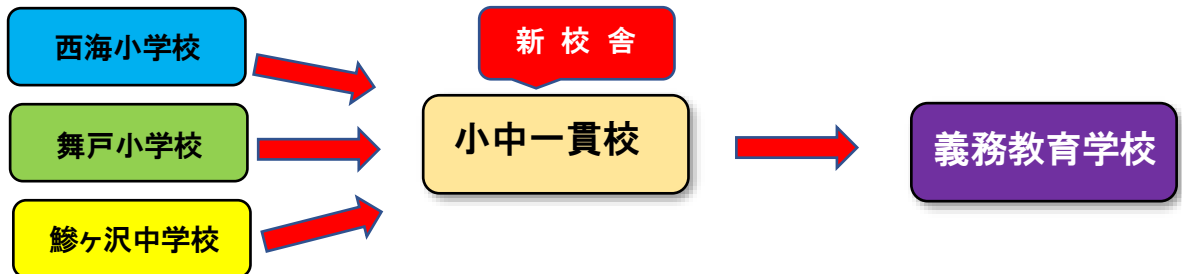
**施設分離型**小中一貫校



# 統合パターン(案)

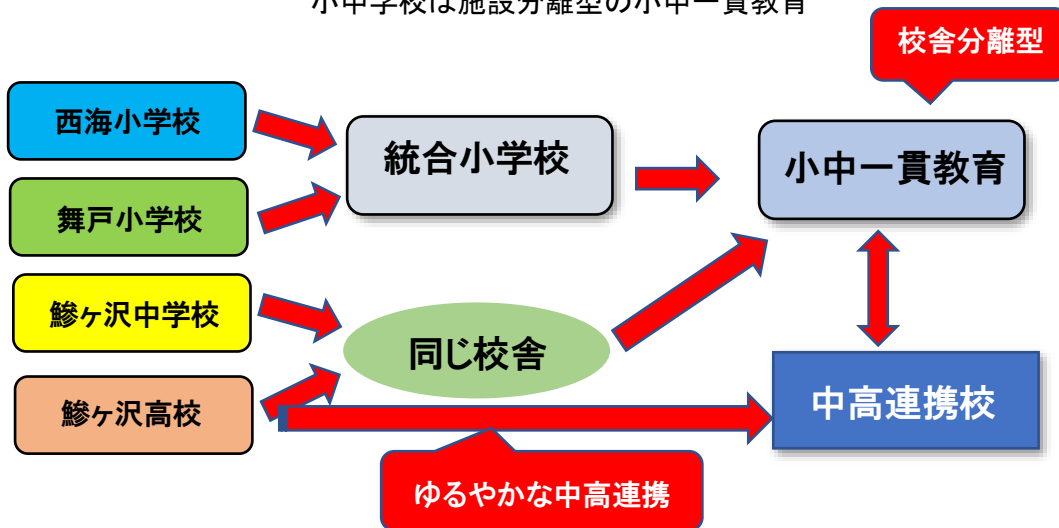
## パターン 1

新校舎における小中一貫教育校の開始、数年後義務教育学校へ移行



## パターン 2

小学校のみ統合、中学校と高校は鱒高校舎にてゆるやかな連携教育  
小中学校は施設分離型の小中一貫教育



## パターン 3

小学校のみ統合、中学校と高校は鱒高校舎にてゆるやかな連携教育  
鱒高閉校時は、小中学校は施設一体型の小中一貫教育

